**重　要**

平成２６年２月２５日

会員事業所各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）鹿児島県ＬＰガス協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　秋元　耕一郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

消費税増税に係る対応について

（お願い）

　すでにご承知のとおり、本年４月１日から消費税が８％に引き上げられます。

　税率改定により、基本料金及び使用料金に増税分を加算することになりますが、この件につきまして以下のとおりお知らせします。

　各事業所におかれましては適正な対応方よろしくお願いします。

≪対応法≫

（その１）　８％への引き上げ後においても５％が適応される「経過措置」があります。

　　継続供給契約に基づき、平成２６年４月1日前から継続して供給しているガス、電気

　、水道、電話に係る料金等で、平成２６年４月１日から４月３０日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものは「経過措置」の対象になっています。

　　ＬＰガスの場合、４月検針分は３月使用分と４月使用分が混在することが一般的と思われることから、４月３０日までの間に料金の支払いを受ける場合に該当し、５％が適用されます。

　　つまり、４月検針分に含まれる４月の数日間使用分は５％ということになります。

　　その後、５月検針分から８％適用になります。

（その２）　３月３１日までの使用分は５％、４月１日からの使用分は８％を適用する。

　　３月使用分は５％、４月使用分は８％で請求しても構いませんが、ガスの使用量を３月分、４月分として区分することは困難ですので現実的には厳しい方法です。

　なお、４月１日以降に新たにガス供給契約をされるお客様は８％適用になりますし、

４月検針分のうち３月の使用分に８％を適用することはできません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上